

令和8年（フ）第86号

香川県善通寺市文京町二丁目2番31—208号
ヒューマンアカデミーハウジング1
債務者 川渕 義晶

- 1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和8年（フ）第98号

香川県仲多度郡まんのう町川東1800番地1
債務者 西岡 知也

- 1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月5日まで
高松地方裁判所丸亀支部

令和8年（フ）第249号

茨城県久慈郡大子町大字大子477番地
債務者 山崎 靖夫

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後5時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
水戸地方裁判所

令和8年（フ）第177号

静岡県富士市浅間本町6番2号 シティハイム
岳見203号
債務者 遠藤 和宏

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和8年（フ）第181号

静岡県富士市富士見台5丁目2番地の5 富士見台アパート2—101号
債務者 山戸 美枝子

- 1 決定年月日時 令和8年9月7日午後1時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
静岡地方裁判所富士支部

令和8年（フ）第322号

静岡県浜松市浜名区区呂2834番地の6 コスモス202
債務者 御手洗照朗

- 1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第349号

静岡県袋井市愛野2504番地の1 エバークリーン 101号室、前住所新潟県南魚沼市今町新田144番地
債務者 上村 杏結

- 1 決定年月日時 令和8年9月9日午前10時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
静岡地方裁判所浜松支部破産係

令和8年（フ）第2638号

大阪府吹田市市内本町1丁目10番11—306号
債務者 杉本 由香（旧姓東）

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第3226号

大阪市東淀川区井高野1丁目4番1—302号
債務者 新福 雅人

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第3934号

大阪市東成区大今里2丁目36番3号
債務者 福岡百合子

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4047号

大阪府東大阪市東豊浦町6番32号
債務者 福元 理香

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4068号

大阪府八尾市曙町4丁目109番地
債務者 木下 和一

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4179号

大阪市福島区福島6丁目12番13号 西梅田ファーストビル
債務者 谷川内 剛

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。

- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4290号

大阪市平野区平野東3丁目7番19—408号
債務者 丸山 幸子（旧姓磯田）

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4369号

大阪市生野区桃谷5丁目7番19号 コーポユウ桃谷 4B号室
債務者 長町 彩花

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4383号

大阪市淀川区西中島4丁目4番25—706号
債務者 宮本龍ノ介（旧姓井上）

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部

令和8年（フ）第4429号

大阪市都島区都島中通2丁目9番31—201号
債務者 山本美佐子

- 1 決定年月日時 令和8年9月8日午後3時
- 2 主文 債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
- 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
- 4 免責意見申述期間 令和8年11月6日まで
大阪地方裁判所第6民事部